

所得変動に伴う住民税の還付について……対象となる方は、申告をお忘れなく！

税務課 内線261～263

税源移譲により平成19年度分の住民税が増えた方で、平成19年中の所得が減ったことにより平成19年の所得税がかからなくなった方は、既に納付済の平成19年度分の住民税を減額（還付）する経過措置により負担が増えないようになっております。

この経過措置を受けるためには、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出する必要があります。

減額申告書は、各市区町村にあります。

【対象者】平成20年度の住民税の分離課税を含む課税所得金額が、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の差の合計額以下になる方に限られます。

【対象年度】平成19年度のみ

【申告期間】平成20年7月1日から平成20年7月31日まで

「町民証」の交換について

観光課 内線711～714

現在、皆さんがお持ちの「町民証」の有効期限は、6月30日までとなっていますので、下記の交換場所で、新しい町民証と交換してください。

なお、町民証は、湯河原町に住民登録されている方を対象に、各世帯につき1枚を発行します。

【交換期間】6月1日(日)～30日(月)

【交換場所】こごめの湯・独歩の湯・駅前観光案内所・ヘルシープラザ・町立湯河原美術館・役場分庁舎・住民課・地域政策課・観光課

【交換方法】現在利用されている町民証をお持ちになり、新しい町民証と交換してください。

※各施設の開館、開庁時間に交換できます。

※7月1日以降は、観光課及び駅前観光案内所で、交換できます。

※新しい町民証の有効期限は、平成23年6月30日までの3年間です。

町民証は、町内の公共施設だけでなく、町内の民間施設や、真鶴町及び熱海市の公共施設・民間施設でも、町民・市民料金で利用することができます。対象施設は右のとおりです。

【対象施設】

割引料金などについては、町ホームページをご覧ください。ただか、各施設へお問い合わせください。

○湯河原町 こごめの湯 ☎63-6944 町立湯河原美術館 ☎63-7788 ヘルシープラザ ☎62-1333 足湯施設独歩の湯 ☎64-2326 湯河原町総合運動公園 ☎63-2111 湯河原海浜公園 ☎63-2111 (民間施設) ■かぼちゃ美術館 ■木村美術館 ■空中散歩館 ■重光葵記念館 ■西村京太郎記念館	○熱海市(市外局番0557) 小山臨海公園 ☎68-3506 姫の沢公園 ☎86-6218 マリンスパあたま ☎86-2020 熱海市民グラウンド ☎86-6604 市立少年自然の家 ☎83-5301 市立図書館 ☎86-6591 起雲閣 ☎86-3101 (民間施設) ■アカオハープ&ローズガーデン ■熱海後楽園遊園地アピオ ■アタミローウェイ ■MOA美術館 ■芸妓見番華の舞 ■熱海城(天守閣) ■熱海人形美術館 ■戸田幸四郎絵本美術館
○真鶴町 中川一政美術館 ☎68-1128 町立体育館 ☎68-1144 ケーブ真鶴駐車場 ☎68-1112 (民間施設) ■真鶴半島遊覧船 ■間紀徹真鶴の丘絵画館	

(平成20年5月1日現在)

第50回水道週間 6月1日(日)から6月7日(土)

水道課 内線753

平成20年度水道週間標語

「ただいまァー 蛇口ひねって 水ゴクリ」

この水道週間を機会に水の尊さを見直し、水を大切に使いましょう！

湯河原の水道は吉浜上水道（昭和13年度創設）、湯河原上水道（昭和25年度創設）の2つの町営水道と宮下、城堀及び上野山の簡易水道があり、この間拡張を図り現在に至っています。

町営水道施設の水源は町内に3か所、浄水場は4施設、配水池は24施設あります。

これから台風の季節がやってきますが、水源が川のため、自然災害への対応が重要な課題となっています。

水道課からお願い

◎検針について

水道メーターは、委託された検針員が確認を行っています。最近メーターの上に植木や車などが置かれているため検針ができない時があります。水道メーターは、いつでも確認できるように上に物を置かないようお願いします。

◎転入・転出するときは

町には、町営水道が給水する地域と簡易水道組合（城堀簡易水道組合、宮下簡易水道組合、上野山簡易水道組合）が給水する地域があります。お引越などにより水道を使用、中止する場合は、水道課か各簡易水道組合へ直接ご連絡してください。

なお、お住まいになる建物に下水道が接続されている場合は、上記水道使用の連絡をいただければ自動的に下水道の手続きがなされます。